

# 「感染拡大緊急警報」

## を発令！

### 1 発令日

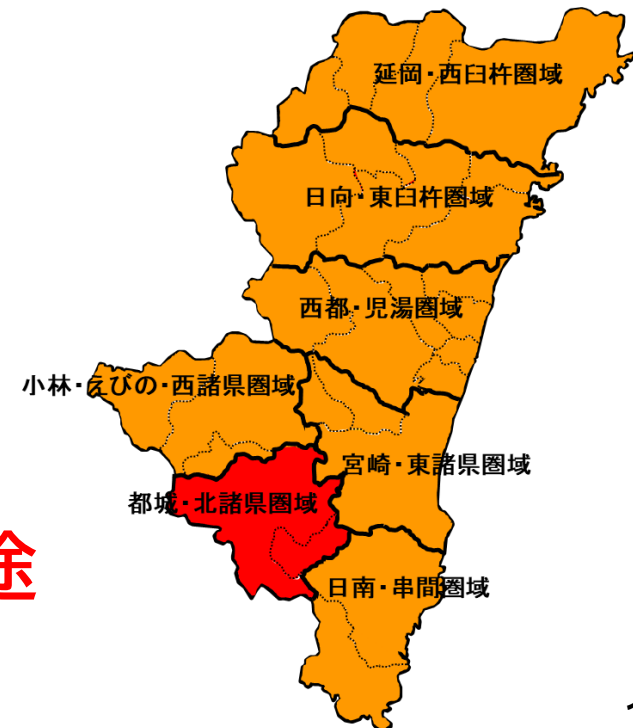
6月1日(火)

レベル4「緊急事態宣言」から  
レベル3「感染拡大緊急警報」に移行し、  
高い警戒レベルは維持

### 2 発令期間

6月1日(火)～6月20日(日)を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



# 「感染拡大緊急警報」の考え方

感染の状況

これまで



**感染が急拡大している緊急警報**

6 / 1 以降



**感染が再び拡大しかねない緊急警報**

- ・宮崎市をはじめ、県内に火種が残されており、クラスターの発生や県外からの持込みリスクに引き続き警戒が必要
- ・より感染力が強いと言われている新たな変異株(インド株)のリスクに警戒が必要

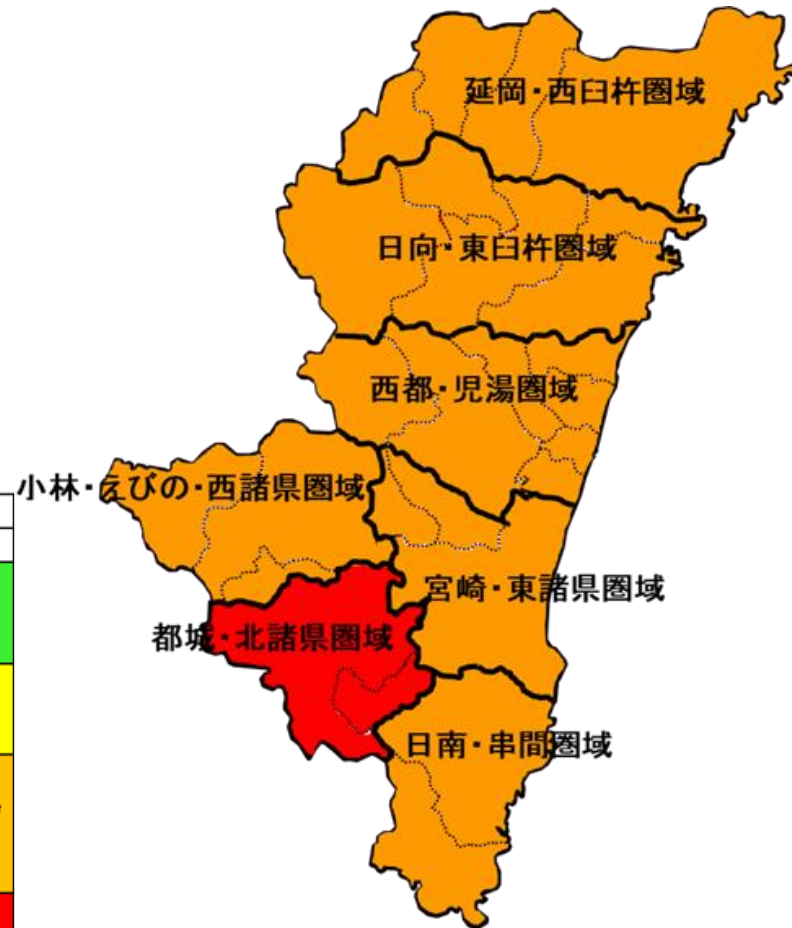
# 感染状況の区分について

- ① 都城・北諸県圏域の感染急増圏域（赤圏域）の指定を継続
- ② 都城・北諸県圏域以外の全市町村を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

## 【指定期間】

6月1日（火）～6月20日（日）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



6月1日以降

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例			
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染警戒区域（※）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限

# 行動要請について

【対象地域】 県下全市町村

【要請期間】 6月1日（火）～6月20日（日）

【要請内容】

- ①会食は4人以下、2時間以内
- ②イベントにおける会食等の制限
  - ・会食等の場面の制限
  - ・人数上限5千人かつ収容率50%以下
- ③高齢者施設・障がい者施設の面会制限
- ④次の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします

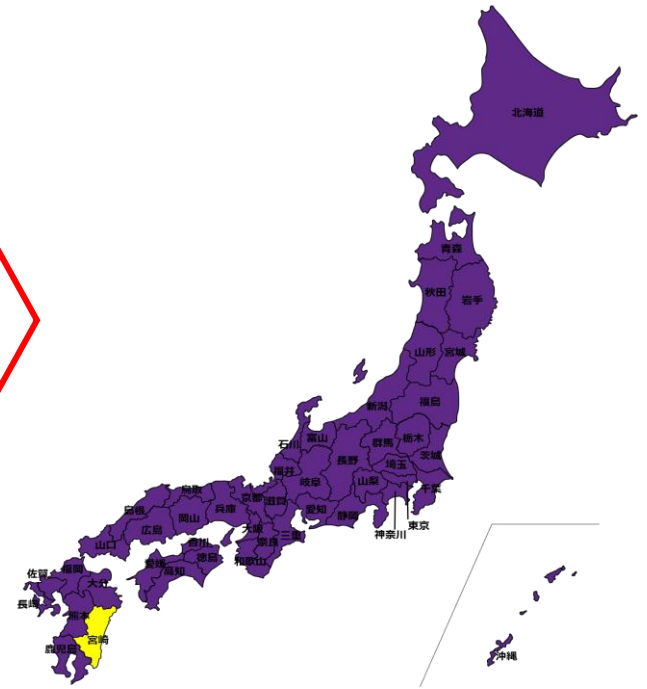
高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者

※感染急増圏域（赤圏域）の指定を継続する  
都城・北諸県圏域においては、引き続き、  
原則外出自粛や営業時間短縮に御協力ください

# 県外との往来について

北海道、東京都、愛知県、大阪府、  
兵庫県、京都府、岡山県、広島県、  
福岡県、沖縄県に

**国の「緊急事態宣言」  
発令中！**



不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

**県外との往来自粛を！**

## 県外からの来県について

北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府、岡山県、  
広島県、福岡県、沖縄県に

**国の「緊急事態宣言」発令中！**

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

**来県自粛**

をお願いします

# 飲食店等における営業時間短縮要請について

■対象地域：都城市・三股町

■対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）

## 【現在の都城市・三股町における取扱い】

- 要請期間：5月21日（金）～6月10日（木）  
※感染状況により期間の短縮もあります
- 協力金対象期間：5月23日（日）～6月10日（木）
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

宮崎市への営業時間短縮要請は5/31（月）までで終了

## ■検査・医療関係

- ①接待を伴う飲食店や高齢者施設を対象にした早期探知検査の実施
- ②入院受入病床の更なる確保
- ③後方支援病院の確保
- ④自宅療養者への健康観察体制の確保
- ⑤変異株検査体制の強化

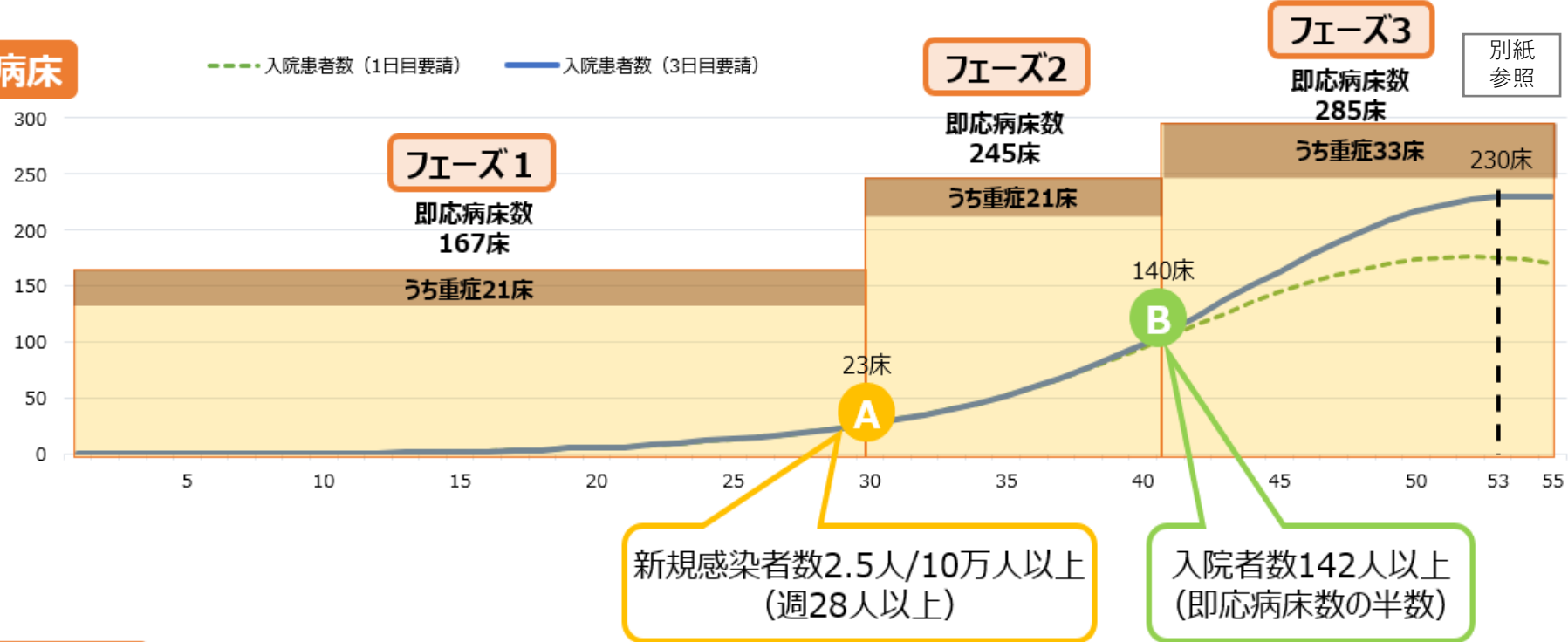
## ■ワクチン接種の加速化

市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援

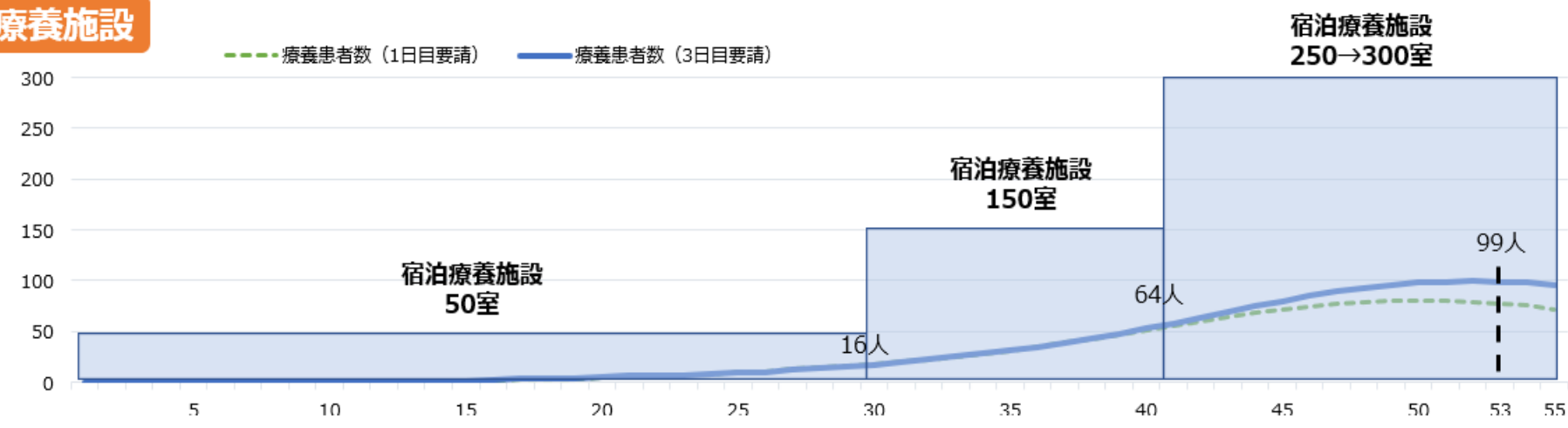


# 病床・宿泊療養施設の確保計画

## 入院病床



## 宿泊療養施設



# 転院患者受入医療機関に対する支援

新型コロナウイルス感染症患者のうち、国の退院基準を満たした回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を積極的に受け入れる医療機関（後方支援医療機関）に対し、患者受入れの支援を行う

●補助額：患者1名につき10万円

## 事業イメージ

陽性患者入院受入医療機関

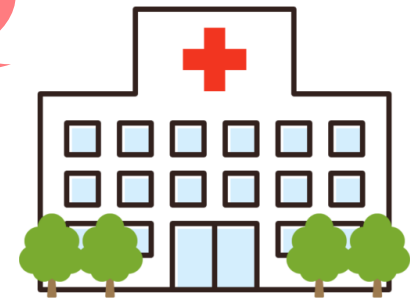


回復期患者の転院

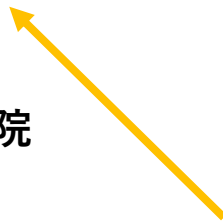


患者受入

後方支援医療機関



後方支援病院  
の情報提供



宮崎県

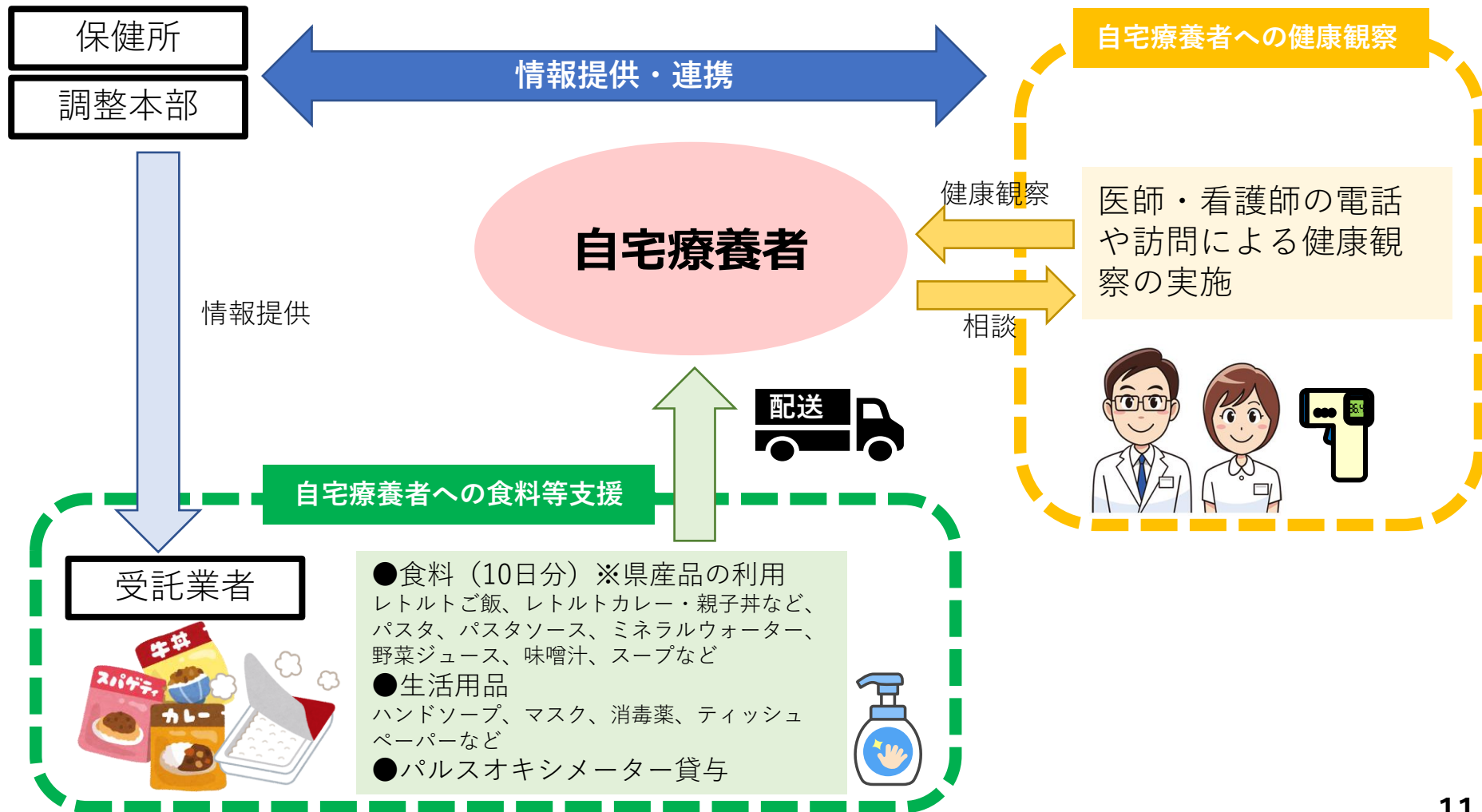


補助金の支払い  
補助金交付申請



# 自宅療養者に対する健康観察体制確保事業

自宅療養者が増加した場合でも十分な健康観察を行えるよう、県の委託により、医師会や訪問看護ステーション等が必要な健康観察を行うとともに、食料や生活用品の配布による生活支援を行い、自宅療養者へのフォロー体制を確保する



## 新型コロナウイルス感染症患者入院病床

		当初	5月8日時点	5月27日現在	圏域計
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	7	120
	協力医療機関等	0	110	113	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	4	10
	協力医療機関等	0	6	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	4	55
	協力医療機関等	0	51	51	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	4	20
	協力医療機関等	0	16	16	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	4	13
	協力医療機関等	0	9	9	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	4	18
	協力医療機関等	0	14	14	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	4	49
	協力医療機関等	0	44	45	
合計		31	281	285	285

※入院病床数については、診療等の状況により変動する可能性がある。

※各圏域の病床数を超える患者が発生した場合は他の圏域で受け入れる。